

富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業
技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)発注
プロポーザル評価基準

令和7年 10 月

静岡県

【目次】

1 評価の位置付け.....	2
2 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業設計施工者選定委員会.....	2
3 評価方法.....	2
(1) 配点.....	2
(2) 評価値の算定(加算方式).....	2
4 評価項目、配点等.....	3
5 優先交渉権者及び次点候補者の選定.....	4
(1) 優先交渉権者及び次点候補者の選定.....	4
6 その他.....	4
(1) 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認.....	4
(2) 技術提案書に記載された技術提案の取扱い.....	4

1 評価の位置付け

本評価基準は、富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、県が優先交渉権者等の決定をするための評価項目及び配点等を示すものである。

遺産影響評価書で掲げられた「神聖で美しい富士山を安全安心に体験でき、価値の理解を促進する持続可能で利便性の高い空間」に資するものを評価する。

その上で、富士山富士宮口五合目の特殊な立地条件や暴風・雷その他特有の自然環境を考慮した施設計画を評価する。

参照先：案 富士山富士宮口五合目来訪者施設に係る遺産影響評価書 2022 年 静岡県 P.14

<https://www.fujisan-3776.jp/report/academic-committee/documents/2-2.pdf>)

2 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業設計施工者選定委員会

プロポーザル方式により優先交渉権者等を決定するに当たり、県職員で構成する「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業設計施工者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が学識経験を有する者等の意見を伺いながら審議を経るものとする。

選定委員会は、県職員 6名の委員をもって構成する。

3 評価方法

選定委員会により実績評価及び技術提案評価（価格評価点含む）の二つの面から評価する。

本評価基準で使用する技術提案書一式の様式については、富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル様式集を使用するものとする。

(1) 配点

① 実績評価（配点 8 点）

本業務への企業及び配置予定技術者の実績を評価するため、実績に係る提案書【様式第 8 号-1～3】を別表 1 の評価基準により事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告する。

② 技術提案評価（配点 92 点）

本業務に対する参加者の提案内容を評価するため、技術提案書の内容を別表 2 の評価基準により選定委員会の各委員が評価する。⑧価格評価については、次項「3 評価方法（2）評価値の算定」による。

(2) 評価値の算定(加算方式)

評価値を実績・技術提案評価点の合計（満点 100 点）で算出する。

価格評価点は、建設工事費について、提案工事価格を上限価格以下とした時に、上限価格との差額に比例して配点する方法とする。

参考見積提案率（％）＝（提案工事価格／工事上限価格）×100

（１）【参考見積提案率≤90％】の場合 …… 価格評価点 20 点

（２）【90％＜参考見積提案率≤100％】の場合

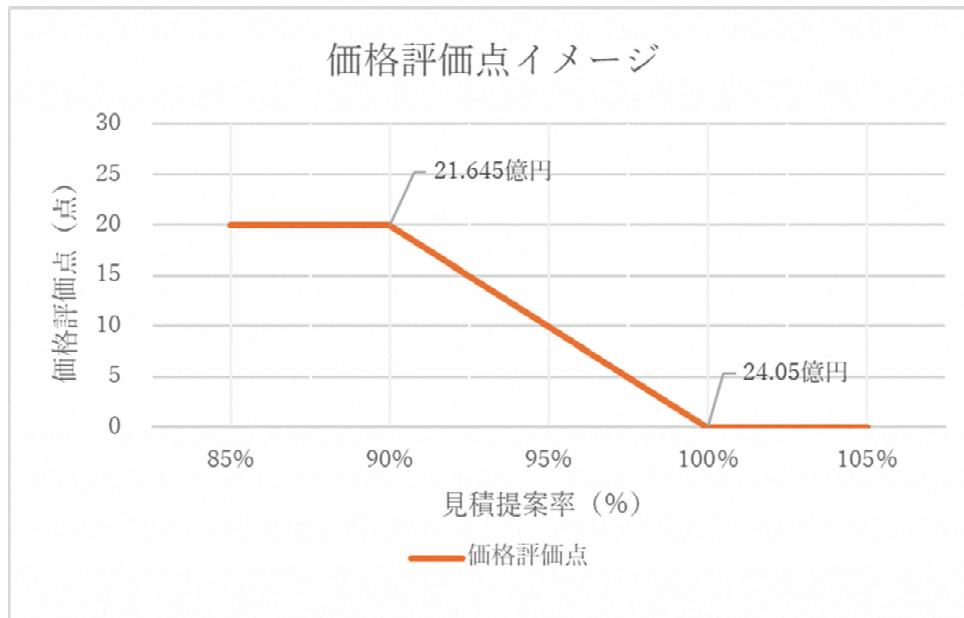
価格評価点は、90％：20 点と 100％：0 点を通る直線式により算出される以下の y の値とする。（小数点第 3 位を切り捨て）

$$y = b \times (1 - x/a)$$

x：（参考見積提案率－90％）

a＝10（％） b＝20（点）

（３）【100％＜参考見積提案率】の場合 …… 価格評価点：0 点



参加者より提出された提案価格見積書【様式第 10 号-3】に記載された金額（提案工事価格）に基づき事務局が評価値を算定し、その結果を選定委員会に報告する。

4 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表 1 及び 2 のとおりとする。

なお、各項目の評価点は、各委員の評価点の平均値とし、評価点は小数点第 3 位を切り捨てとする。

また、技術提案評価項目の①～⑦において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとの配点に以下のウェイトを乗じた点数をもって評価を行うものとする。

評価内容		採点レート
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	優れている	当該項目の配点×75%
C	やや優れている	当該項目の配点×50%
D	一般的な提案	当該項目の配点×25%
E	評価できる提案がない	当該項目の配点×0%

5 優先交渉権者及び次点候補者の選定

(1) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

- ① 選定委員会は、参加者から提出された技術提案書の中から、評価値が最も高い提案者を優先交渉権者、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- ② 評価値が同値の場合は、評価値の小数点以下を四捨五入しないで比較し、高い数値の提案者を上位とする。
- ③ 上記②においても、同値であった場合には、選定委員会の合議により選定する。
- ④ 技術提案の内容が不適切あるいは未記載の場合や実績及び技術提案評価点の合計が 30 点未満の場合で、選定委員会が認める場合は失格とする。

6 その他

(1) 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認

提案者は、提案書提出時に【様式第 7 号】にて、県が提示する要求水準を満たすことを確認した旨を誓約するものとする。

事務局により提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、提案書類への記載事項の確認を行うものとする。

提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を著しく充足していないと確認される場合には失格とする。

また、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った参加者に直接確認する。なお上記確認は、当該参加者の提案についての要求水準違反を免除ないし受容するものではない。

(2) 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、県の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。

なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、県は受注者に対して募集要項「9 その他（２）コ 技術提案書不履行に関する措置」に記載している違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがある。

別表 1 実績評価基準

評価項目	評価の視点	配点		様式
① 国立公園内（特別地域に限る）での設計又は工事の実績 （過去 10 年※ ¹ に、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物に係る建築設計又は建築工事一式を元請※ ² として行った経験がある場合）	(1) 企業実績を有しているか。 ・設計 ・施工	各 0.5 点	計 2 点	様式 第 8 号-1
	(2) 技術者※ ³ が実績を有しているか。 ・設計 ・施工	各 0.5 点		
② 上下水道・電気・ガス全てが無い状況における設計又は工事の実績 （過去 10 年※ ¹ に、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物に係る建築設計又は建築一式工事を元請※ ² として行った経験がある場合） （設計においては、上下水道・電気・ガスを自給する施設の設計における実績。施工においては、施工の全期間において上下水道・電気・ガスが全てない状況での施工の実績とする）	(1) 企業実績を有しているか。 ・設計 ・施工	各 0.5 点	計 2 点	様式 第 8 号-1
	(2) 技術者※ ³ が実績を有しているか。 ・設計 ・施工	各 0.5 点		
③ 主たる営業所の所在地 （静岡県内）	単体企業、特定建設工事共同企業体又は共同体の構成員のうち 1 者以上について、主たる営業所が静岡県内にあるか。	2 点		様式 第 8 号-2
④ 全体業務の統括責任者の実績 （過去 10 年※ ¹ に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物に係る設計業務委託又は建築一式工事を元請※ ² として行った経験がある場合）	設計管理技術者又は監理技術者としての実績を有しているか。	2 点		様式 第 8 号-3
（小計）		8 点		

※¹ 過去 10 年とは、平成 27 年 4 月 1 日から技術提案等の提出期限日までに完了した業務又は工事とする。

※² 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。

※³ 技術者とは、設計については設計管理技術者又は設計主任技術者、施工については現場代理人、監理技術者又は施工主任担当者に就く予定の者とする。

別表 2 技術提案評価基準

評価項目	評価の視点	配点	様式
① 設計・施工を一体で取り組む魅力ある実施体制	(1) 施工を考慮した設計時の取組体制が提案されているか。	8 点	様式 第 9 号
	(2) 品質確保をするための取組体制が提案されているか。		
	(3) 技術者の配置などの実施方針・体制が提案されているか。		
② 限られた施工可能期間を考慮した全体工程と工程管理の提案	(1) 特殊な環境下での諸条件を考慮した適正な工事期間の提案がされているか。	8 点	様式 第 9 号
	(2) 全体及び業務・項目別（設計、各種行政手続き、施工等）の工程がわかりやすく記述され、工程遵守に関する具体的な方策（主要な建材・設備機器等のリードタイムの確保等）が提案されているか。		
	(3) 設計及び工事の進捗管理への提案がされているか。		
③ 特殊な立地条件・自然環境下における施工計画の提案	(1) 品質管理計画に関する提案がされているか。	12 点	様式 第 9 号
	(2) 施工時の仮設計画に関する提案がされているか。		
	(3) 富士宮口五合目における登山者へ配慮した、作業動線の分離や安全対策等が提案されているか。		
④ 富士山富士宮口五合目の景観に配慮した施設計画	(1) 特別名勝の景勝との調和への配慮がされた外観としているか。	8 点	様式 第 9 号
	(2) 建物側からの眺望に配慮した配置・外構計画の提案がなされているか。		
	(3) 地形（高低差等）に見合う配置計画が提案されているか。		
	(4) 山の稜線を遮らない形態の提案がされているか。		
⑤ 来訪者にとって利便性が高く、魅力がある施設の提案	(1) 内部空間の工夫に関する提案がされているか。	8 点	様式 第 9 号

	(2) 登山者動線への配慮がされているか。		
	(3) バリアフリーに楽しめる提案がされているか。		
⑥ 構造に対する提案	(1) 旧レストハウスの残存躯体に対する具体的な提案がされているか。	12 点	様式第 9 号
	(2) 本施設にふさわしい具体的な構造計画の提案がされているか。 (噴石・落石対策、ライフサイクルコスト※4 の低減など)		
⑦ 環境に配慮した建築資材や設備機器の提案	(1) 省エネルギーで稼働する機器の提案がされているか。	8 点	様式第 9 号
	(2) 環境に配慮した污水排水処理設備の提案がされているか。(来訪者数の変動に対する具体的な提案を含む)		
	(3) 建築資材や設備機器に関するライフサイクルコスト※4 について低減効果の高い提案がされているか。		
⑧ 維持管理や修繕に配慮した提案	(1) 閉山期間の維持に対する提案がされているか。	8 点	様式第 9 号
	(2) メンテナンス、修繕の容易性に配慮された提案がされているか。		
	(3) 施設運営の搬出入動線の合理的な提案がされているか。		
	(4) セキュリティの考え方(夜間閉鎖、冬期閉鎖、避難時)が具体的に提案されているか。		
⑨ 価格評価	県の示す上限価格以内に抑えた提案価格を評価する。	20 点	様式第 10 号-3
(小計)		92 点	

※4 ライフサイクルコストとは、企画・設計から建設、運用、維持管理、解体・廃棄までの全期間にかかる総費用。